

基準府令の一部改正に伴う関連条例の規定整備について

👉以下の条例で引用する条項に項ずれが生じるため、規定の整備を行う。

- 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年10月中央区条例第21号）
- 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第24号）
- 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第23号）
- 中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年10月中央区条例第43号）

内 容

1 趣 旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年10月1日から施行され、引用する条項の項ずれにつき規定整備がなされた。

これに伴い、条例の規定整備を行う。

2 規定の整備

①中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

条 項	変 更 内 容
第25条	<p>・「児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為」 ↓ ・「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為」</p>

②中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

条項	変更内容
第12条	<ul style="list-style-type: none">・「<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>」 ↓ ・「<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>」

③中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

条項	変更内容
第12条	<ul style="list-style-type: none">・「<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>」 ↓ ・「<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>」

④中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

条項	変更内容
第13条	<ul style="list-style-type: none">・「<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>」 ↓ ・「<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>」

3 施行予定日

公布の日